

海上交通安全法

1 案内情報

手続名：進路警戒船等の指定申請書の記載事項の変更等の届出

手続根拠：進路を警戒する船舶、消防設備を備えている船舶及び側方を警戒する船舶の指定に関する告示第7条第1項

手続対象者：指定を受けた進路警戒船等の使用者

提出期限：変更があった場合は遅滞なく

提出方法：申請書を所轄管区海上保安本部長に提出して下さい。

手数料：なし

添付書類・部数：(1) 進路警戒船等指定証

(2) 船長の変更に係るものである場合には当該船舶に乗り組もうとする船長の乗船履歴に関する事項を記載した書類
(詳しくは提出先にお問い合わせ下さい。)

申請書様式：適宜(提出先にお問い合わせ下さい。)

記載要領・記載例：提出先にお問い合わせ下さい。

2 窓口情報

提出先：所轄管区海上保安本部長に提出して下さい。

受付時間：提出先にお問い合わせ下さい。

相談窓口：提出先の管区海上保安本部

3 手続情報

審査基準：変更の事実間違いがないことが確認できる書面が添付されていること。

標準処理期間：7日

不服申立方法：